

もう利用しましたか？

マイナンバーカードを 健康保険証として 利用するのが便利です！

医療機関や薬局の受付で
マイナンバーカードを
顔認証付きカードリーダーに
置いて本人確認！

カードの顔写真を機器で確認します。(注) 顔写真は機器に保存されません。

スッと置いて
ピッと認証！

とっても
簡単！



令和3年10月から、医療機関や薬局などで
マイナンバーカードの健康保険証利用の
本格運用が開始されました。

(注1) マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー（12桁の数字）を取り扱うことはありません。またご自身の診療情報がマイナンバーと紐付くことはありません。

(注2) 従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。

◆◆◆ どんないいことがあるの？ ◆◆◆

限度額適用認定証が
なくても
高額療養費制度における
限度額を超える支払が
免除される！



マイナポータルを通じた
医療費通知情報の
自動入力で、
確定申告の医療費控除が
よりカンタンに！



あなたが同意をすれば、
初めての医療機関等でも、
特定健診情報や
今までに使った薬剤情報が
医師等と共有できる！



マイナポータルで
自身の特定健診情報や
薬剤情報・医療費通知
情報が見られる！



こちらを活用すれば、より良い医療が受けられます！

詳しくは
中国をチェック！

福井食品国民健康保険組合

マイナンバーカードの健康保険証利用で

過去のデータに基づく診療・薬の処方が受けられます!

マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合、顔認証付きカードリーダーで同意をすれば、医師や薬剤師等があなたの特定健診情報・薬剤情報を閲覧すること※が可能になりました。

※ 同意に基づいて、医療機関・薬局からオンライン資格確認実施機関に特定健診情報等を照会し、医療機関・薬局へ提供されます。

どんないいことがあるの?

情報提供に同意いただければ、こんなことができます!



例

自分が使った薬や過去の健康診断の結果を、口頭ではなく、データによって正確に医師等に伝えることができます

例

入院中の薬剤や院内処方医療機関で投薬された薬剤も含め、別の医療機関や他の診療科で処方された薬剤の網羅的な情報を医師等に伝えることができます

閲覧した医師等により、より多くの**正確な情報に基づいた総合的な診断**や重複する投薬を回避し**適切な処方**を受けことができ、**より良い医療を受けられます!**



同意のもと医師等が閲覧できる情報

特定健診情報

40歳から74歳までの方を対象に、メタボリックシンドロームに着目して行われる健診結果の情報です。

(注) 75歳以上の方の健診情報は、後期高齢者健診情報です。



医師が閲覧可能な情報項目

- 受診者情報
- 特定健診結果情報※
- 質問票情報(服薬・喫煙歴等)※
- メタボリックシンドローム基準の該当判定※
- 特定保健指導の対象基準の該当判定※

※2020年度以降に実施したものから5年分の情報が参照可能

薬剤情報

医療機関で投与されたお薬や薬局等で受け取ったお薬の情報です。

(注) 注射・点滴等も含まれます。



医師が閲覧可能な情報項目

- 受診者情報
- 過去のお薬情報※
(調剤年月日、医薬品名、成分名、用法、用量など)

※2021年9月以降に診療したものから3年分の情報が参照可能

マイナンバーカードをお持ちでない方

マイナンバーカードの申請方法

交付申請書をお持ちの方は、スマートフォンやパソコンなどによる申請の他、郵送でもマイナンバーカードの申請ができます。

申請すると交付通知書（はがき）が届きますので、通知書記載の交付窓口で、本人確認の上、カードを受け取ります。受け取りの際は、暗証番号の設定が必要です。

インターネットで申請

スマートフォン・パソコンの場合

1 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録。

2 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了。

他にも 一部のまちなかの証明写真機でも申請できます。



郵送で申請

1 交付申請書に必要事項を記入し、6か月以内に撮影した顔写真を貼り付けて郵送し、申請完了。



↓ 交付申請書をお持ちでない場合は、専用サイトから交付申請書をダウンロードできます。また、市区町村の窓口でも再発行してもらえます。

マイナンバーカードをお持ちの方

保険証利用の申込方法

スマートフォンなどを利用して「マイナポータル」（政府運営のオンラインサービス）で申し込みができます。

（注）各市区町村の住民向け端末、医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーなどでも申し込みできます。

✓ 必要なものはこちらです！

- 申込者本人のマイナンバーカード
+あらかじめ市区町村窓口で設定した暗証番号（数字4桁）
- マイナンバーカード読取対応のスマホ（又はPC+ICカードリーダー）
- アプリ「マイナポータル」のインストール



↑ **ここをタップ（押す）**

出典：マイナポータル (<https://myna.go.jp>)

健康保険証利用に対応した医療機関・薬局はどうすればわかるの？

マイナンバーカードの健康保険証利用に対応する医療機関・薬局には、右のステッカーやポスターが提示されています。

（注）利用できる医療機関・薬局については、厚生労働省のホームページでもご確認いただけます。



知っておきたい!

マイナンバーカードの健康保険証利用 Q&A



Q1 マイナンバーカードがないと受診できないのですか?

A1 健康保険証でも受診できます。健康保険証とマイナンバーカードのどちらでもオンラインで資格確認ができるようになります。

Q2 マイナンバーカードを見られるのが不安です

A2 医療機関や薬局の窓口職員が、マイナンバーを取り扱うことはありません。もし見られたとしても、他人があなたのマイナンバーを使って、手続きすることはできないしくみになっています。

Q3 マイナンバーカードを持ち歩いても大丈夫ですか?

A3 健康保険証として使えるようになっても、受診歴や薬剤情報などプライバシー性の高い情報がカードのICチップに入ることはありません。落としたり、なくしたりした場合は、下記フリーダイヤルで24時間365日体制でカードの一時利用停止を受け付けています。



公金受取口座登録制度が始まりました

国民の皆様へ、一人一口座、給付金などの受取のための口座を国（デジタル庁）に任意で登録していただく制度が公金受取口座登録制度です。これにより、年金や児童手当など、今後の給付金などを申請する場合に、口座情報の記入や通帳の写しなどの提出が不要となるほか、行政機関の書類確認が省略でき、給付金などを迅速に受け取ることができます。

マイナンバーについてのお問い合わせ先

お掛け間違いのないようご注意ください。

マイナンバー総合フリーダイヤル **無料**

平日 9:30 ~ 20:00

土日祝 9:30 ~ 17:30 (年末年始を除く)

マイナンバー
0120-95-0178

マイナンバーカードの紛失、盗難等による一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

一部のIP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合(有料)

マイナンバーカード等
050-3818-1250

その他のお問い合わせ
050-3816-9405

リーフレットに関するお問い合わせ先：株式会社社会保険出版社 TEL.03-3291-9841(代)

© 社会保険出版社
禁無断転載 93196



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

グリーン購入法
適合印刷物です

※当リーフレットの内容は、令和4年6月時点でのデジタル庁・厚生労働省の資料等を基に作成しております。